

# 境界確認書

■■■■ (以下甲という。) と、■■■■ (以下乙という。) とは、  
土地の境界について、平成31年 2月 7日現地において立会し、次のとおり確認した。

## 1 境界を確認した土地の表示

甲の土地 板橋区常盤台三丁目8番34

乙の土地 板橋区常盤台三丁目8番13

## 2 甲及び乙の境界の状況

別紙測量図朱線のとおり

以上のとおり甲及び乙は、それぞれの境界を確認したことを証するため、  
この確認書を2通作成し、各自その1通を保有する。  
尚、この確認書は将来第三者に権利が移転する場合もこれを継承するものとする。

平成 31年 2月 25日

甲 住所 ■■■■

氏名 ■■■■

乙 住所 ■■■■

氏名 ■■■■

注 この境界確認書と図面とを合綴し、契印をする。

# 境界確認書

■■■■ (以下甲という。) と、■■■■ (以下乙という。) とは、  
土地の境界について、平成31年 2月 7日現地において立会し、次のとおり確認した。

## 1 境界を確認した土地の表示

甲の土地 板橋区常盤台三丁目8番34

乙の土地 板橋区常盤台三丁目8番12

## 2 甲及び乙の境界の状況

別紙測量図朱線のとおり

以上のとおり甲及び乙は、それぞれの境界を確認したことを証するため、  
この確認書を2通作成し、各自その1通を保有する。  
尚、この確認書は将来第三者に権利が移転する場合もこれを継承するものとする。

平成 31年 2月 24日

甲 住所 ■■■■

氏名 ■■■■

乙 住所 ■■■■

氏名 ■■■■

注 この境界確認書と図面とを合綴し、契印をする。

# 境界確認書

■■■■ (以下甲という。) と、■■■■ (以下乙という。) とは、  
土地の境界について、平成31年 2月 7日現地において立会し、次のとおり確認した。

## 1 境界を確認した土地の表示

甲の土地 板橋区常盤台三丁目8番34

乙の土地 板橋区常盤台三丁目8番36

## 2 甲及び乙の境界の状況

別紙測量図朱線のとおり

以上のとおり甲及び乙は、それぞれの境界を確認したことを証するため、  
この確認書を2通作成し、各自その1通を保有する。  
尚、この確認書は将来第三者に権利が移転する場合もこれを継承するものとする。

平成 31 年 2 月 22 日

甲 住所 ■■■■

氏名 ■■■■

乙 住所 ■■■■

氏名 ■■■■

注 この境界確認書と図面とを合綴し、契印をする。

# 境界確認書

■■■■ (以下甲という。) と、■■■■ (以下乙という。) とは、  
土地の境界について、平成31年 2月 8日現地において立会し、次のとおり確認した。

## 1 境界を確認した土地の表示

甲の土地 板橋区常盤台三丁目8番34

乙の土地 板橋区常盤台三丁目8番35、8番32

## 2 甲及び乙の境界の状況

別紙測量図朱線のとおり

以上のとおり甲及び乙は、それぞれの境界を確認したことを証するため、  
この確認書を2通作成し、各自その1通を保有する。  
尚、この確認書は将来第三者に権利が移転する場合もこれを継承するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日

甲 住所 ■■■■

氏名 ■■■■

乙 住所 ■■■■

氏名 ■■■■

住所 ■■■■

氏名 ■■■■ 印

住所 ■■■■

氏名 ■■■■

住所 ■■■■

氏名 ■■■■

注 この境界確認書と図面とを合綴し、契印をする。

# 境界確認書

■■■■ (以下甲という。) と、■■■■ (以下乙という。) とは、土地の境界について、平成31年 2月 7日現地において立会し、次のとおり確認した。

## 1 境界を確認した土地の表示

甲の土地 板橋区常盤台三丁目8番34

乙の土地 板橋区常盤台三丁目8番33、8番37

## 2 甲及び乙の境界の状況

別紙測量図朱線のとおり

以上のとおり甲及び乙は、それぞれの境界を確認したことを証するため、この確認書を2通作成し、各自その1通を保有する。  
尚、この確認書は将来第三者に権利が移転する場合もこれを継承するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

住所

氏名

注 この境界確認書と図面とを合綴し、契印をする。

# 境界確認書

■■■■ (以下甲という。) と、■■■■ (以下乙という。) とは、土地の境界について、平成31年 2月 10日現地において立会し、次のとおり確認した。

## 1 境界を確認した土地の表示

甲の土地 板橋区常盤台三丁目8番34

乙の土地 板橋区常盤台三丁目8番31、8番30

## 2 甲及び乙の境界の状況

別紙測量図朱線のとおり

以上のとおり甲及び乙は、それぞれの境界を確認したことを証するため、この確認書を2通作成し、各自その1通を保有する。  
尚、この確認書は将来第三者に権利が移転する場合もこれを継承するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

住所

氏名

注 この境界確認書と図面とを合綴し、契印をする。